

京極町農業委員会総会議事録

(第17回令和 7 年 2 月 27 日)

京極町農業委員会

京極町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月27日 午後1時30分から2時30分

2. 開催場所 京極町役場 議員控室

3. 出席委員（ 10 人）

1 番	酒井勇一
2 番	森 忠志
3 番	後藤尚浩
5 番	小山憲一
6 番	熊谷 聡
7 番	行天英宏
8 番	堅田 功
9 番	清本勝彦
10 番	粥川一也
11 番	船場 茂

4. 欠席委員（ 1 人） 4 番 横川順行

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2 報告第1号	総会諸報告について
第3 報告第2号	令和6年賃借料情報の提供について
第4 議案第1号	農用地利用集積計画の決定について
第5 協議第1号	地域農業経営基盤強化促進計画策定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地 史博

事務局 小貫 将仁

会計年度任用職員 菅野 梓

7. 会議の概要

開会時間 午後 1 時30分

船場会長	これより第17回京極町農業委員会総会を開会いたします。 昨日は各種生産組合の総会などがありまして、何人か顔をお見受けした方がいらっしゃいました。今日は農協の総会があつて、例年出席していたんですが、今日はこちらの総会があつたため欠席しました。昨日は終了後に懇親会があつてお疲れかと思いますが、多数の案件や地域計画策定の協議もありますので、ご審議のほう宜しくお願いいたします。
事務局長	本日、4 番横川委員は欠席の旨、連絡がありましたのでご報告いたします。出席委員は11名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 京極町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は船場会長にお願いいたします。
議 長	これより議事に入ります。まず日程第1の会議録署名委員及び会議書記の指名を行います。京極町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	それでは、7 番行天委員、8 番堅田委員にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には事務局の菅野氏を指名いたします。 以上で日程第1を終わります。 続いて、日程第2、報告第1号「総会諸報告について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、日程第2、報告第1号、総会諸報告についてご報告いたします。 委員各位が関係している事案のみ報告させていただきます。 1、第16回京極町農業委員会総会を、令和6年12月26日に京極町役場議員控室で開催しております。 2、農業経営基盤強化促進法現地調査を、1月14日に横川委員、酒井委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏所有地です。 3、同じく、現地調査を1月17日に森委員、堅田委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。 4、同じく、現地調査を1月20日に粥川委員、酒井委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。 5、同日、現地調査を、酒井委員、粥川委員、事務局で確認しております。場所

につきましては、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏所有地です。

6、同日、現地調査を、酒井委員、横川委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

7、同じく、現地調査を1月24日に横川委員、粥川委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏所有地です。

8、同日、現地調査を、小山委員、船場委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏所有地です。

9、同じく、現地調査を2月3日に酒井委員、横川委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

11、同じく、現地調査を2月10日に堅田委員、行天委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

報告第1号については、以上です。

議 長

ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは、以上で報告第1号の「総会諸報告について」を終わります。

続いて、日程第3、報告第2号「令和6年賃借料情報の提供について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案書1ページをご覧ください。日程第3、報告第2号、令和6年賃借料情報の提供についてご報告いたします。

令和6年1月から12月までに締結、公告された賃借料における賃借料水準、10アール当たりについて報告するものとする。令和7年2月27日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。別紙のとおり。

それでは、議案書2ページをご覧ください。

令和6年の京極町賃借料情報につきましては次のとおりです。畑の部。地域名、京極町。平均額、6,057円。最高額、8,500円。最低額、3,000円。データ数、135筆。なお、田につきましては、令和6年に締結された賃貸借契約がありませんでしたので、お示ししておりません。また、令和5年京極町賃借料情報については、下段のとおりとなっておりますのでご参照ください。

報告第2号につきましては以上となります。

議 長

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは、以上で報告第2号の「令和6年賃借料情報の提供について」を終わります。

続いて、日程第4、議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。粥川委員、酒井委員が関係している事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

議案書3ページをご覧ください。日程第4、議案第1号、農用地利用集積計画の決定についてご審議願います。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、京極町から決定を求められた農用地利用集積計画について議決を求める。令和7年2月27日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。別紙のとおり。

今月の案件は、1議案14件となっており、新規の利用権設定の計画が5件、利用権の再設定の計画が9件です。

それでは、議案書4ページをご覧ください。

番号1。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目。公簿、現況ともに、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和7年2月28日。終期、令和12年2月27日。期日、令和7年2月28日。借賃は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃貸借契約更新のため。

番号2。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目。公簿、現況ともに、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和7年2月28日。終期、令和12年2月27日。期日、令和7年2月28日。借賃は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃貸借契約更新のため。

議案書9ページの調査書にあるとおり、計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。また、議案書19ページに図面を添付しておりますのでご確認をお願いします。

番号1番、2番につきましては、以上となります。

議 長

ただいまの説明に関連して、番号1番、2番を酒井委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

酒井委員	番号1番、2番について、議案書9ページの調査書のとおり、1月20日に調査しました。賃貸借契約の更新をするもので、問題はないと思います。 以上です。
議 長	ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。何かございませんか。 (発言なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番、2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号1番、2番については原案のとおり決定いたしました。
議 長	それでは、粥川委員は退席をお願いします。 (粥川委員退席)
議 長	事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】 それでは、議案書4ページをご覧ください。 番号3。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番。地目。公簿、現況ともに、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和7年2月28日。終期、令和8年2月27日。期日、令和7年2月28日。借賃は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃貸借契約更新のため。 議案書10ページの調査書にあるとおり、計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。また、議案書20ページに図面を添付しておりますのでご確認をお願いします。 番号3番につきましては、以上となります。
議 長	ただいまの説明に関連して、番号3番を酒井委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

酒井委員	番号3番について、議案書10ページの調査書のとおり、1月20日に調査しました。賃貸借契約の更新をするもので、問題はないと思います。 以上です。
議 長	ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。何かございませんか。 (発言なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号3番については原案のとおり決定いたしました。 (粥川委員着席)
議 長	それでは、酒井委員は退席をお願いします。 (酒井委員退席)
議 長	事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、議案書4ページをご覧ください。 番号4。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、故、〇〇〇〇氏の推定相続人、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目。公簿、田。現況、畑。地積、〇〇㎡。法律関係、使用貸借。利用権の設定等の種類。使用貸借権の設定。利用権の期間。始期、令和7年2月28日。終期、令和12年2月27日。期日、令和7年2月28日。貸付理由、農地を使用貸借するため。 番号5。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇。〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目。公簿、田。現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和7年2月28日。終期、令和12年2月27日。期日、令和7年2月28日。借賃は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、経営規模縮小のため。 番号6。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇。〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、

〇〇番〇。地目。公簿、田。現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和7年2月28日。終期、令和17年2月27日。期日、令和7年2月28日。借賃は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、離農するため。

議案書11ページの調査書にあるとおり、計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。また、議案書21ページに図面を添付しておりますのでご確認をお願いします。

番号4番から6番につきましては、以上となります。

議 長 ただいまの説明に関連して、番号4番から6番を粥川委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

粥川委員 番号4番から6番について、議案書11ページの調査書のとおり、1月24日に調査しました。4番は地域の認定農業者に使用貸借するもの、5番は経営規模縮小のため地域の認定農業者に賃貸するもの、6番は離農するため地域の認定農業者に賃貸するもので、問題はないと思います。

 以上です。

議 長 ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。何かございませんか。

 (発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番から6番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、番号4番から6番については原案のとおり決定いたしました。

 (酒井委員着席)

議 長 それでは、番号7番から14番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書5ページをご覧ください。

 番号7。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目。公簿、現況ともに、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。

始期、令和7年2月28日。終期、令和12年2月27日。期日、令和7年2月28日。借賃は、〇〇円で10アール当たり〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃貸借契約更新、新規賃貸のため。

番号7については、更新と新規を記載させていただいております。更新については、〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇になっており、それ以外については、新規になっております。

番号8。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目。公簿、現況ともに、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和7年2月28日。終期、令和12年2月27日。期日、令和7年2月28日。借賃は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、農地を賃貸するため。

番号9。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。苫小牧市〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目。公簿、現況ともに、畑。地積、〇〇㎡。法律関係、賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和7年2月28日。終期、令和17年2月27日。期日、令和7年2月28日。借賃は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃貸借契約更新のため。

番号10。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、株式会社〇〇。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目。公簿、現況ともに、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、使用貸借。利用権の設定等の種類。使用貸借権の設定。利用権の期間。始期、令和7年2月28日。終期、令和17年2月27日。期日、令和7年2月28日。貸付理由、使用貸借契約更新のため。

番号11。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目。公簿、現況ともに、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和7年2月28日。終期、令和12年2月27日。期日、令和7年2月28日。借賃は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃貸借契約更新のため。

番号12。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目。公簿、現況ともに、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和7年2月28日。終期、令和12年2月27日。期日、令和7年2月28日。借賃は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、経営規模縮小のため。

番号13。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設

定等をする者。倶知安町〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目。公簿、現況ともに、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和7年2月28日。終期、令和12年2月27日。期日、令和7年2月28日。借賃は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃貸借契約更新のため。

番号14。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番。地目。公簿、現況ともに、畑。地積、〇〇㎡。法律関係、賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和7年2月28日。終期、令和12年2月27日。期日、令和7年2月28日。借賃は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃貸借契約更新のため。

議案書12ページから18ページの調査書にあるとおり、計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、当該地位置については、議案書19ページから24ページに図面を添付しておりますのでご確認ください。

番号7番から14番につきましては、以上となります。

議 長

ただいまの説明に関連して、7番、8番を酒井委員より、9番を森委員より、10番を粥川委員より、11番、12番を小山委員より、13番を酒井委員より、14番を堅田委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

はじめに酒井委員お願いします。

酒井委員

番号7番、8番について、議案書12ページの調査書のとおり、1月14日に調査しました。7番は賃貸借契約の更新及び新規賃貸するもの、8番は地域の認定農業者に賃貸するもので問題はないと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。続いて森委員お願いします。

森委員

番号9番について、議案書13ページの調査書のとおり、1月17日に調査しました。賃貸借契約の更新をするもので問題はないと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。続いて粥川委員お願いします。

粥川委員

番号10番について、議案書14ページの調査書のとおり、1月20日に調査しました。使用貸借契約の更新をするもので問題はないと思います。

以上です。

議 長	ありがとうございました。続いて小山委員お願いします。
小山委員	番号11番、12番について、議案書15ページ、16ページの調査書のとおり、1月24日に調査しました。11番は賃貸借契約の更新をするもの、12番は経営規模縮小のため、地域の認定農業者に賃貸するもので問題はないと思います。 以上です。
議 長	ありがとうございました。続いて酒井委員お願いします。
酒井委員	番号13番について、議案書17ページの調査書のとおり、2月3日に調査しました。賃貸借契約の更新をするもので、問題はないと思います。 以上です。
議 長	ありがとうございました。続いて堅田委員お願いします。
堅田委員	番号14番について、議案書17ページの調査書のとおり、2月10日に調査しました。賃貸借契約の更新をするもので問題はないと思います。 以上です。
議 長	ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。
小山委員	7番は新規賃貸ということだが、今までは賃貸人が耕作していたのか。
事務局	そうです。
議 長	他に質疑ありますか。 (発言なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号7番から14番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号7番から14番は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	それでは、日程第6の協議第1号「京極町農業経営基盤強化促進基本構想について」を議題と致します。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案書 25 ページをご覧ください。日程第 5、協議第 1 号、地域農業経営基盤強化促進計画策定に係る意見照会についてご協議願います。

農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定により地域農業経営基盤強化促進計画の策定について意見を求められたので、次のとおり協議する。令和 7 年 2 月 27 日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。別紙のとおり。

地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）につきましては、今年度中に各市町村において策定しなければならないとされております。委員の皆様には事前に計画（案）についてお目通しいただいていると思いますので、読み上げは割愛させていただきますが、今回策定にあたり農業者へのアンケートを実施。また、目標の地図については、以前よりお話ししておりますが、京極町において、集積率 80%以上ございますので、現況地図での作成となっております。

この計画を策定にあたっては、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、俱知安土地改良区、北海道農業公社、関係機関への意見を聴取することが定められていることから、令和 7 年 2 月 21 日付けで京極町より計画内容についての意見を求められたものであります。

本日は、意見及び質疑の有無を聴取したうえで、農業委員会としての意見があれば整理して回答したいと考えております。

協議第 1 号の説明は以上となります。

議 長

ありがとうございました。これより、協議を行います。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

小山委員

この地図はどういう意味か。

事務局

農地の集積が 70% 超えている市町村については、現況の地図を目標地図として位置づけることができるとされております。本町については、70% 以上の集積率になっているため、現状地図を目標地図として位置付けました。現在皆さんが耕作されている場所が色付けされています。

清本委員

この計画案と、別に配られている農家戸数実数把握調査の農地面積が違うんだが何故か。

事務局

計画案に記載されている面積は、農用地等面積であるため、農地以外に農業用倉庫等が含まれています。また、農地面積であるため本町農地を耕作している他町の農家、法人の面積も含まれています。一方、実数把握調査については、本町に住所を持っている農家、法人の経営面積であり、抽出項目が異なるため、農地面積に違いがあります。

事務局長	国は「集積」と「集約」を進めていきなさいと言っています。集積については、例えば、離農者がいた場合、余裕がある担い手が引き受けるということが「集積」、しかし耕作面積が増えるにつれ、これ以上引き受けられないという問題が出てきます。 「集約」とは、効率が良いように、自分の経営農地の近くの他人の農地を、交換などして近くに経営地をまとめていく。そうするため、地域で話し合いをなささいという事なんです、長い間自分で管理してきた農地を、容易く他人と交換するという事は簡単な話ではありません。 極力、集積、集約を意識した賃貸、売買を進めていけるように委員さんにはリードして頂きたい、頭に入れておいて頂きたいと考えています。
議 長	他に意見ありますか。 (意見なし)
議 長	よろしいですか。それでは、当委員会からは特に意見のない旨の内容で回答したいと思います。 以上で、本日の報告、議案の審議はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、委員から発言がある方は挙手をお願いいたします。 (発言なし) よろしいですか。それでは以上をもちまして、第17回京極町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時間 午後 2時30分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

議事録署名員

議事録署名員

次回の総会の日程について、予定 3月27日(木) 午後 1時30分